

しばた 法人会だより

発行所
公益社団法人 新発田法人会
TEL (0254) 20-5432 FAX (0254) 20-5433
メールアドレス info@shibata-hojinkai.or.jp
ホームページ www.shibata-hojinkai.or.jp/
編集事業広報委員会
印刷所(株)天野印刷



今年、30回を迎えた世界最大級の
星空の祭典

「胎内星まつり」

胎内の美しい星空や自然のもとに集い、その素晴らしさを体感しようと、大人から子供まで、天文ファンから一般の方々まで、全国あるいは海外からもたくさんの人々が集います。

写真提供：胎内星まつり実行委員会

同封しました全国法人会総連合機
関誌「ほうじん」秋号の3ページに
新発田法人会青年部の活動が紹介
されています。ぜひご覧ください。





ごあいさつ

公益社団法人

新発田法人会

会長 小島 啓一

会員の皆さまにおかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、法人会の事業活動に対し、格別なるご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

先に開催されました第2回通常総会において任期満了に伴う役員改選が行われ、出席者全員のご推挙により、再度、会長の重責を担うこととなりました。税務当局をはじめ関係各位の一層のご指導ご鞭撻を賜り法人会の発展のために微力を尽くす所存でございます。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

さて、新発田法人会は昨年4月「公益社団法人新発田法人会」として再発足し、今期は2期目となります。税に関する唯一の公益法人として誇りをもつて、定款に定められた、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もつて適正・公平な申告納税の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、会員企業と地域社会の健全な発展に貢献することで、公益法人としての大きな責務を果たす所存でございます。

新発田法人会では税務署担当官や、税の専門家をお招きしての税に関する各種研修会・セミナーをはじめ、多彩な分野の講師をお招きしての講演会等、これまで以上に力を入れ開催いたしております。一度参加された方はまた次も参加す

るというよう、法人会の研修会・セミナー・講演会を大いに活用していただきております。また研修会では税務関係のみならず各分野の小冊子を配布し、実務にたいへん役立ったと喜んでいただいております。お忙しいことは存じますが、ぜひ一度参加されることをお勧めさせていただきます。

女性部は、社会貢献活動として、講演会の開催や福祉施設へのタオルの寄贈を年々以上続けており、広く市民の皆様にも定着して参りました。3月に開催した講演会では、300名の参加者からお持ちいただいたタオル800本を、阿賀野市社会福祉協議会様に寄贈させていただきます。福祉の現場からいへん感謝されております。

青年部は、児童クラブや小学校等を訪問しての租税教育に力を入れて取り組んでおります。次代を担う小学生に税金の役割やその意義を正しく伝えることは、子供たち自身はもちろんのこと国や地域社会の将来を明るくするものと確信いたします。

また、平成24年度税制改正において、交際費課税や事業承継税など法人会の提言が大きく反映された内容となつております。法人会はこれからも税のオピニオンリーダーとして会員の皆様がたのご意見・ご要望を基に、将来を見据えた具体的かつ建設的な税制改正の提言を行つてまいります。

結びに当たり、会員の皆さまの益々のご隆盛をご祈念するとともに、法人会活動への積極的なご参加をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

新発田税務署

署長 杉野 功

公益社団法人新発田法人会の皆様には、常

日頃から法人会活動を通じまして、税務行政全般に対し深いご理解と多大なご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

この度の人事異動により、新発田税務署長を拝命いたしました杉野でございます。出身は長岡市（旧柄尾）であり、前職は新潟税務署特別国税調査官を務めておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

新発田税務署内は、歴史と文化が息づく人情味溢れる土地柄であるとともに、豊かな自然を利用した水稲や果樹等の栽培、その良質な米と清涼な水を利用した酒造業といった伝統産業のほか、東港一帯をはじめとした工業地帯を抱えるなど、多種多様な地域性を有する土地と同っております。

私も週末には管内の日帰り温泉や街並みの散策に時々訪れており、今回、このような地に勤務できることを大変光栄に思います。

さて、貴会におかれましては、永年にわたり、正しい税知識の普及と納税道義の高揚を図るため、各種研修会や講演会を積極的に開催され、更には地域に密着した社会貢献活動等幅広い事業活動を開催されていると伺っております。これもひとえに小島会長はじめ役員の皆様の卓越した指導力並びに会員の皆様方の深いご理解と多大なご支援の賜物であり、心から敬意を表する次第であります。

今後とも緊密な連携と協調関係を維持・推進するため、出来る限りの協力をさせていただくつもりであります。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、グローバル化、ICT化、超少子高齢化と人口減少等

と大きな構造変化に直面しております。そして、これらに対応するため、社会保障の安定的財源確保を図る税制抜本改革を行うための消費税法の一部改正や、行政の効率化と国民の事務負担軽減を目的としたマイナンバー制度等の立法措置が講じられたところです。

改正消費税法の実施については、予定どおり

来年4月から8%に引き上げられることが決定されたところですが、税の執行機関である私共せられた使命を着実に果たしていくため、納税者利便性を高め、限られた人的・物的資源を効果的、効率的に最大限活用していかなければなりません。その一つが国税電子申告・納税システム（e-Tax）であり、納税者の利便性と行政効率の向上を図る重要な施策の一つとして、国税組織を挙げて推進しているところであります。

貴会におかれましても、従来からe-Taxには積極的に取り組んでいたのであります。大変心強い限りでございます。深く感謝申し上げますとともに、税務行政の良き理解者としてより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、適正申告と期限内納税の実現のために、税に対する正しい理解と知識が不可欠であるとの認識の下、作文募集や租税教室の開催など、次代を担う小学生から大学生までを対象とした租税教育に国税組織が主体的に取り組んできたところであります。

何卒、貴会におかれましても、公益事業の一環として、租税教育の推進に向けた取組を一層活性化に実施されますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人新発田法人会の皆様のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご繁榮を祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。

第2回 通常総会を開催しました

平成25年6月14日(金)、ホテル華鳳を会場に第2回通常総会を開催しました。理事会承認事項の①平成24年度事業報告、②平成25年度事業計画、③平成25年度収支予算が報告されました。第1号議案の平成24年度決算報告・監査報告は原案通り承認されました。第2号議案の役員改選については、下記のとおり決しました。

議事終了後、来賓の安楽 恒樹新発田税務署長、下妻 勇新発田市副市長から祝辞をいただき、総会は滞りなく閉会しました。

議案書の詳細につきましては、ホームページをご覧ください。



公益社団法人新発田法人会 平成25年度役員名簿

役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
会長	小島 啓一	理事	天木 義人	理事	緒形 宏	理事	阿彦 健
副会長	大久保 勝由	理事	小林 豊男	理事	坂詰 昭彦	理事	島津 延義
副会長	佐藤 十九一	理事	菅 幸一	理事	池田 昌祥	理事	鈴木 耕一
副会長	松 永 温	理事	本田 精作	理事	佐藤 敦子	理事	鈴木 純夫
理事	嶋谷 次郎八	理事	渡邊 敏	理事	小柳 秀樹	理事	森 猛義
理事	林 文穂	理事	関口 真佐徳	理事	富岡 フジ子	監事	廣岡 信行
理事	古田 真之	理事	寺尾 賢一	理事	小野 貴司	監事	久世 正隆
理事	大平 弘平	理事	佐藤 茂之	理事	武田 真	顧問	関川 正利

公益社団法人新発田法人会 平成25年度委員会名簿

支部名	総務委員会		組織委員会		税制委員会		厚生委員会		事業広報委員会	
	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員
新 発 田	松 永 温	小柳 秀樹	小林 豊男	副	池田 昌祥		寺尾 賢一			
	嶋谷 次郎八	森 猛義	阿彦 健	長	鈴木 耕一		菅 幸一			
	林 文穂						副	島津 延義		
	富岡 フジ子									
胎 内	長 大久保 勝由	副 小野 貴司	副 天木 義人		緒形 宏		須貝 嘉勝			
	大平 弘平	小野 和英	小谷 淳							
阿 賀 野	副 佐藤 十九一	長 坂詰 昭彦	古田 真之		関口 真佐徳	長	佐藤 敦子			
	渡辺 敏	武田 真	佐藤 茂之		鈴木 純夫					

表 彰 おめでとうございました。

全法連 会長表彰 古田 真之 理事・阿賀野支部副支部長

新潟県連 会長表彰 廣岡 信行 監事 松永 温 副会長・新発田支部長

会長感謝状 阿部 鐵二 副会長・阿賀野支部長

新発田法人会 会長感謝状 阿部 鐵二 副会長・阿賀野支部長 緒形 惣栄 理事

(敬称略)

女性部事業報告会

社)新発田法人会 女性部事業報告会

7月22日 会場：白玉の湯ホテル華鳳

新発田税務署中條総務課長、佐藤上席国税調査官、小島会長、大同生命保険㈱、アメリカンファミリー生命保険会社を来賓にお迎えして開催しました。

第1号議案の平成24年度事業報告、第2号議案の平成25年度事業計画（案）は原案通り承認されました。第3号議案の役員改選について、満場一致をもって下記の通り決まりました。飯田美紀子部長が退任になり、井上絹子さんが新しく部長に就任しました。



平成25年度女性部役員名簿

役職名	氏名	支部	役職名	氏名	支部
部長	井上絹子	阿賀野	理事	小林真紀子	阿賀野
副部長	富岡フジ子	新発田	理事	秋山イク	阿賀野
副部長	高橋芳子	胎内	理事	佐藤敦子	阿賀野
理事	樋口智子	新発田	理事	高橋秀子	胎内
理事	中野ヌイ	新発田	顧問	飯田美紀子	新発田

特別講演会

報告会に先立ち、医学博士で医学ジャーナリストの植田美津恵氏をお招きして「女性のからだとここを知る」～アンチエイジングセミナー～を開催しました。最新の様々な医学情報や先生自らのガン体験を分かりやすく、ときにはユーモアを交えながら、ご講演いただきました。



女性フォーラム全国大会

4月11日 会場：名古屋市 ウェスチンナゴヤキャッスル

「信長・秀吉・家康が先輩だ！」～未来につなぐ、力ひとつに心ひとつに～をテーマに「第8回法人会全国女性フォーラム愛知大会」が、全国から1,700名の参加者で開催されました。「伝説のマナー講師」として有名な平林都氏の講演会、式典、活動紹介がありました。新発田法人会からは、飯田美紀子女性部長をはじめ3名が参加しました。



第9回県連女性部会連絡協議会合同セミナー

6月4日 会場：小千谷市産業開発センター

講演会では北朝鮮拉致被害者の蓮池薰さんが、北朝鮮へ拉致された時の状況、24年にわたる北朝鮮での過酷な生活の実態、日本への帰国に際しての苦悩や葛藤など生きしい経験をお話しさされました。特に、「2002年に私たちが日本へ戻ったことはみんな知っています。その時にどれほど期待したことでしょう。でもその後10年経ってもなんら進展しない。あきらめて10年過すのと、期待して10年過すのでは精神の落ち込み方が違います。」と、多くの未だ帰らぬ方々を気遣っておられました。新発田法人会からは10名参加しました。



青年部事業報告会

7月25日 会場：豊谷殿

第1号議案の平成24年度事業報告、第2号議案の平成25年度事業計画(案)は原案通り承認されました。第3号議案の役員改選については、満場一致をもって次の通り決まりました。

平成25年度青年部役員名簿

役職名	氏名	支部	役職名	氏名	支部	役職名	氏名	支部
部長	池田昌祥	新発田	理事	渡辺明紀	新発田	理事	羽田一樹	阿賀野
副部長	小野貴司	胎内	理事	原英司	新発田	理事	小林和也	阿賀野
副部長	武田真	阿賀野	理事	荒井賢也	胎内	理事	延本龍太郎	胎内

租税教室

文部科学省・総務省・国税庁の3省庁で協議会を発足させて租税教育に力を入れて取り組んでおります。また、学校現場からも、法人会青年部による活きた授業を期待されています。

小学校での租税教室



1月9日、会場：新発田市立御免町小学校

青年部役員が講師を務め、5・6年生205名を対象に授業の一環としての租税教室を開催しました。

児童は、普段の授業とはちがった雰囲気の会社を経営する立場からの説明で、学校や道路、警察や病院など身近なところに税が使われていることを知り、税の意義や役割を学んでいました。

児童クラブでの租税教室

「税」について全く白紙状態の小学校1～3年生児童を対象に、租税教育用の紙芝居「ゲゲゲの鬼太郎」の上演やDVDの視聴をしました。特に青年部会員が声色を真似て熱演した紙芝居は、普段テレビやゲームなどを見なれた子供たちに大好評で、真剣なまなざしで紙芝居の中に入り込んでいました。またジュラルミンケースに入った現金一億円(但しレプリカ)が登場すると、大歓声を上げ触ったり持ち上げたり、質問を連発したりと大騒ぎの状態となり、子供たちに大きなインパクトを与えました。子どもたちは税の意義や大切さを学んだようで、幼い時期からの正しい税知識の習得、納税意識の涵養という意味で大きな成果がありました。

開催日	会場	参加児童数
8月1日	紫雲寺児童クラブ	70名
8月6日	胎内なかよしクラブ	55名
	中条なかよしクラブ	50名
8月9日	東豊児童クラブ	40名
	東豊第2児童クラブ	35名
8月20日	佐々木児童クラブ	11名
8月21日	五十公野児童クラブ	40名



社会貢献活動

3月26日 会場：月岡温泉 白玉の湯ホテル華鳳

女性部・青年部共催で「三流亭楽々」氏と「春野夢人」氏をお招きして「笑って楽しく春満開」と題しての講演会を開催しました。一般参加も含め300名の参加者から800本のタオルをお持ちいただき、阿賀野市社会福祉協議会様に寄贈させていただきました。



研修会・講演会の開催状況

平成25年度講演会・研修会・セミナー等の開催状況及び今後の計画

	開催日	研修対象者	研修内容	会場	講師
説明会別 決算期別	4月26日	3・4・5月決算法人	決算及び申告に当たっての留意事項 源泉税の概要 e-Taxについて	コモプラザ	新発田税務署担当官
	7月24日	6・7・8月決算法人		サンワークいじみの	
	10月24日	9・10・11月決算法人		新発田市地域交流センター	
	1月予定	12・1・2月決算法人		未定	
説明会別 新設法人	7月 2日	新設法人	法人税・消費税・源泉税等の概要 E-Taxについて	新発田税務署 会議室	新発田税務署 担当官
	1月予定				
税務研修会	8月 8日	会員・一般	相続と事業承継研修会	新発田市地域交流センター	新発田税務署 担当官
	10月 3日	女性部	税務署長との座談会	新発田税務署	新発田 税務署長
	8月23日	会員・一般	平成25年度税制改正	胎内市産業文化会館	新発田税務署 担当官
	8月27日			安田商工会会議室	
	9月 4日			新発田市カルチャーセンター	
	11月予定	会員・一般	源泉所得税の実務	未定	新発田税務署 担当官
講演会・研修会	5月17日	会員・一般	メンタルヘルス対策セミナー	新発田市地域交流センター	赤澤 将
	6月14日	会員・一般	江本孟紀の熱き思い	ホテル華鳳	江本 孟紀
	7月22日	女性部・一般	女性のからだとこころを知る	ホテル華鳳	植田 美津恵
	10月17日	会員・一般	採用から退職までの法律知識 Part II	コモプラザ	篠田 昇
	2月予定	会員・一般	社会貢献特別講演会	未定	未定



記念講演会

6月14日総会の記念講演会として、野球解説等で活躍されている江本孟紀氏の、「江本孟紀の熱き思い」と題された講演会を開催しました。挫折や絶望感のなかで、多くの人とのかかわりや、野球への夢と情熱を忘れずに歩み続けた氏の野球人生や、最近のプロ野球界の話題等をお話しいただきました。

また、翌15日、江本氏を交えて役員有志によるゴルフコンペをフォレストカントリー倶楽部で開催しました。



税務署からのお知らせ

人事異動のお知らせ

新発田税務署では、7月10日付で定期異動の発令がありました。

新発田税務署 転入転出者名簿

転入者

新所属・職名	氏名	旧所属・職名	旧所属・職名	氏名	新所属・職名
署長	杉野 功	新潟署 総合 特官	署長	安楽 恒樹	東京局
総務課 課長	中條 博美	富岡署 総務課 課長	総務課 課長	河原 知之	大宮署 総務課 課長
法人 統括官	相田 一夫	浦和署 法人 統括官	法人 統括官	大森 広行	国税局 料調 専門官
法人 上調官	石山 寛和	村上署 法人 上調官	法人 上調官	土田 智	新津署 法人 上調官
法人 上調官	佐藤 彰	巻署 法人 上調官	法人 上調官	佐藤 和彦	新潟署 法人 連調官

年末調整説明会

平成25年分年末調整説明会を下記の3会場で開催します。多くのご参加をお待ちしています。

平成25年分年末調整説明会日程

開催日	開催時間	開催場所	対象地区
11月19日(火)	14:00~16:00	阿賀野市水原保健センター(阿賀野市岡山町10-15)	阿賀野市
11月20日(水)	14:00~16:00	聖籠町文化会館 (聖籠町大字諫訪山1280)	新発田市・聖籠町
11月21日(木)	14:00~16:00	胎内市産業文化会館 (胎内市新和町2-5)	胎内市

※年末調整関係書類発送は、10月末を予定しています。

国税電子申告・納税システム(e-Tax)ご利用案内



イータックス



今年からe-Taxで
申告・納税!

e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。
所得税、消費税、法人税、贈与税、酒税、印紙税の申告及び法定調書、所得税徴収高計算書の提出や、納税証明書交付請求のほか、各種申請・届出ができます。

(※) 平成26年1月1日以降は、法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法低調書の枚数が1,000枚以上である法定調書については、光ディスク等又はe-Taxによる提出が必要となります。

インターネットを利用してダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。
源泉所得税の毎月納付手続等、特に利用回数の多い手続に便利です。

e-Taxを利用すると…

所得税の確定申告において、医療費の領収書等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出等を省略することができます。
還付申告は早期処理しています。
納税証明書の交付請求手数料が安価です。

平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

▶ 事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

※ 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

◎ 対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※ 所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎ 記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎ 帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

記帳説明会のご案内

▶ 税務署では、新たに記帳を行う方や記帳の仕方がわからない方のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施しています。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や「記帳説明会」等のご案内については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧いただけます。最寄りの税務署にお問い合わせください。

※ 税務署にお電話いただけますと自動音声でご案内いたします。自動音声にしたがって「2」を選択し、所得税担当までお問い合わせください。

具体的な記帳の仕方

◎ 記帳の方法

売上げなどの収入金額については、『売上』と『雑収入等』に分けます。

必要経費については、『仕入』と『経費』に分けて記載します。『経費』については、更に、「給料賃金」、「外注工賃」、「減価償却費」、「貸倒金」、「地代家賃」、「利子割引料」及び「その他の経費」に分けて記載します。

<記載例>

【事業所得者の売上】

○○年 月 日	業 務	売 上	雑収入等
3 14	売売上 東京商店	36200	
3 23	売売上埼玉商店	170,400	
	売売上茨城商店	520,000	
	14日計	728,600	

『売上』の内容では、取引の年月日、売上先その他の相手方及び金額並びに日々の売上げの合計金額を記載します。

【事業所得者の経費】

○○年 月 日	業 務	地代家賃	その他の経費
3 23	賃料代支払 幸手商店	8,500	
	納品書代支払 三重商店	400	
	3月分賃料代 支野不動産	50,000	

『経費』の内容では、「給料賃金」、「外注工賃」、「減価償却費」、「貸倒金」、「地代家賃」、「利子割引料」及び「その他の経費」の項目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、支払先及び金額を記載します。

【不動産所得者の収入】

○○年 月 日	業 務	収 入	其 他
		賃料	権利金 料 世 帯 費 其 他
1 10	年野太郎へ新規賃料(1月10日 から31日分の賃料料と権利金)	40,000	120,000
25	賃料料(2月分) 年野太郎	60,000	
	乙野洋平	60,000	
	丙野三郎	60,000	
	富士一郎	50,000	

不動産の貸付けによる収入は、契約上の支払日に、「賃料料」、「権利金」のように適宜の項目に区分して、それぞれその取引の事由、相手方及び金額を記載します。

◎ 簡易な方法による記載

- 小売業を営む方の現金売上については、日々の合計金額のみを一括記載することができます。

(注) 小売業を営む方に限らず、現金売上、現金仕入、雑収入等、経費のうち少額なものについては、日々の合計金額のみを一括記載することができます。ただし、雑収入等については、その事由ごとに、経費については、その項目ごとに、一括記載する必要があります。

- 売上げ（仕入れ）のうち、保存している納品書控、請求書控（納品書、請求書）等によりその内容を確認できる取引については、日々の合計金額のみを一括記載できます。

- 掛売上（掛仕入）の取引で保存している納品書控、請求書控（納品書、請求書）等によりその内容を確認できるものについては、日々の記載を省略し、現実に代金を受け取った時（又は支払った時）に現金売上（現金仕入）として記載することができます。ただし、年末に売掛金（又は買掛金）の残高を記載する必要があります。

<記載例>

【事業所得者の売上】

○○年 月 日	業 務	売 上	雑収入等
3 14	売売上 納品書#22,23,24	728,600	

掛売上について、日々の売上金額の合計金額を一括して記載できます。
※ 領用欄に納品書の番号を記載すると、内容の確認が容易になります。

【事業所得者の経費】

○○年 月 日	業 務	地代家賃	その他の経費
3 23	賃料代 納品代	8,000	

少額な経費については、その項目ごとに、日々の合計金額を一括して記載できます。
※ 記載例では、「消耗品費」を一括して記載しています。

【不動産所得者の収入】

○○年 月 日	業 務	収 入	其 他
		賃料	権利金 料 世 帯 費 其 他
1 10	新規賃料	40,000	120,000
25	賃料料(2月分) 年野太郎	60,000	

不動産の貸付けによる収入は、保存している契約書、領収書控等により、その内容を確認できる取引については、その項目ごとに、日々の合計金額を一括して記載できます。

青色申告を始めてみませんか？

- ▶ 「青色申告」は、日々の取引を所定の方法により記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができる制度です。

※ 青色申告の方は、原則として正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりませんが、簡易な帳簿（①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳）で記帳してもよいことになっています。

青色申告の主な特典

◎ 青色申告特別控除

不動産所得や事業所得を生すべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記を言います。）により記帳している方については、一定の要件の下で最高65万円を差し引くことができます。

また、簡易な帳簿による記帳であっても、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

※ 現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合は、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができません（最高10万円の青色申告特別控除の適用は可能です。）。

◎ 青色事業専従者給与の必要経費算入

青色申告をされている方が、事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度等に照らして適正な金額である場合には、その支払った金額を必要経費に算入することができます。

※ この特典を受けるためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。

◎ 純損失の繰越しと繰戻し

青色申告をされている方は、事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得から差し引くことができます（純損失の繰越し）。

また、前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）。

青色申告をするためには

- ▶ 青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の3月15日までに、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。

※ 新たに開業された方は、原則として開業の日から2か月以内に提出してください。

※ 「所得税の青色申告承認申請書」などの申請や届出の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

青色申告の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「パンフレット・手引き」に掲載している「はじめてみませんか？青色申告！」をご覧いただくな、最寄りの税務署にお問い合わせください。

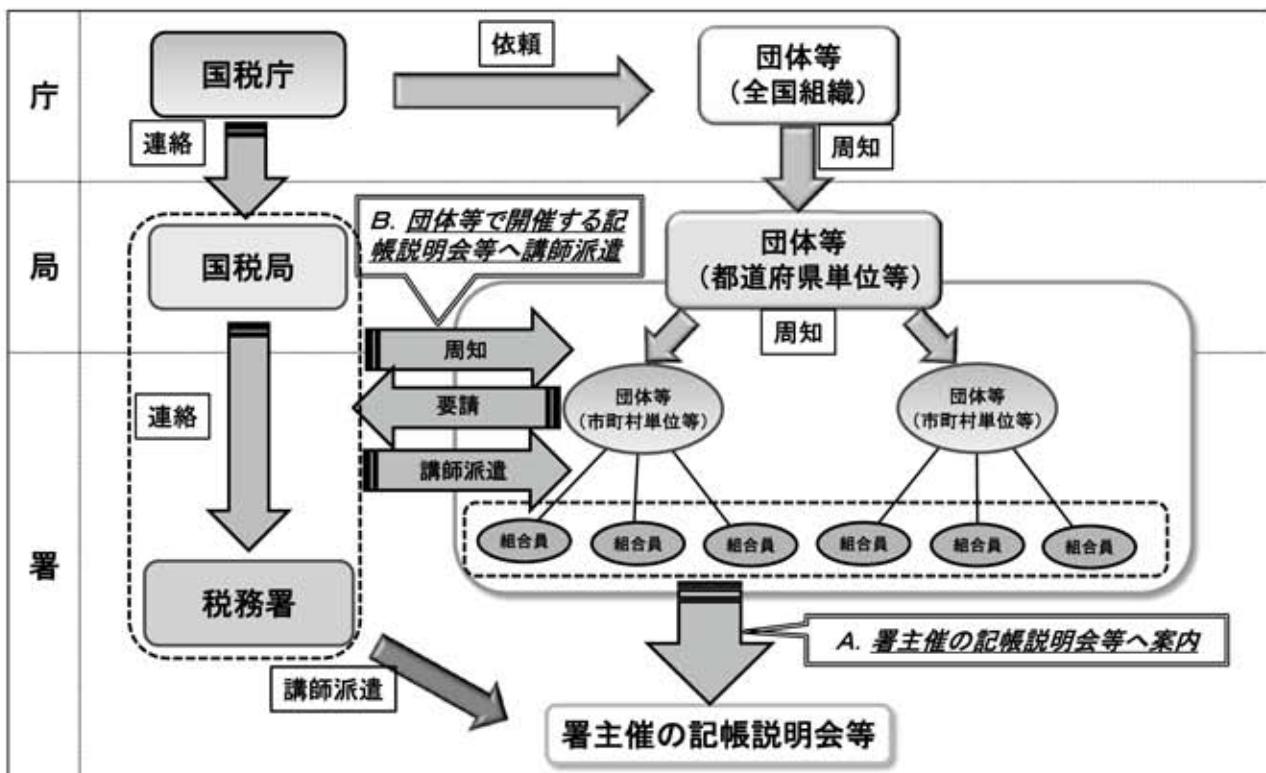
平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月からは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます。）について必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載されていますので、ご覧ください。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

○ 説明会の実施



インターネットセミナーのご案内

新発田法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://shibata-hojinkai.or.jp/>

新発田法人会

検索 で検索いただけます

まずはお試しを！



無料

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは

事務局へお問い合わせください。

(公社) 新発田法人会事務局まで TEL:0254-20-5432

会員企業のご紹介

こまんじゅうは
皆様に愛されて200年



創業文化元年
(有)こまんじゅうや

TEL 0959-2802
新潟県胎内市 乙 1235
TEL 0254-46-2008
FAX 0254-46-2027
URL www.kinoto-manju.jp/

菊水



ふなぐち
40周年
ANNIVERSARY
SINCE 1972 あの頃から。

ふなぐち40周年特設サイトはこちら
ふなぐち40周年 検索
www.kikusui-sake.com/40th/

菊水酒造株式会社 お問い合わせお客様相談室
TEL 0120-23-0101 FAX 0120-23-5254
www.kikusui-sake.com 受付時間／平日10:00～17:00 (土・日・祝日を除く) お酒は20歳になってから。



瓢湖屋敷の杜 フルワリー ザリストンスワンレイク
959-1944 新潟県阿賀野市金屋 345-1

TEL : 0250-63-2000 FAX : 0250-63-1800

まちにセトにやさしい鉄骨材技術グループ

**TOMIOKA
TECHNICAL
SPIRIT**

鉄に心を。

心の豊かな人間づくりが、硬い鉄に命をふきこむ。



洋 株式会社 富岡鉄工所
新潟市山崎 264-1
TEL 0254-24-1708
FAX 0254-22-1697
<http://www.tomioka-tekkou.com/>